

のためには「既存の取り組みを救済法改善につなげていく方法」「既存の運動の枠組みとは違う救済法改善を実現するための

新たな方法」を工夫することが必要で、大胆な発想の転換が求められている。



(関西労働者安全センター)

## ウーバーイーツユニオンが事故調査 働き方●フリーランスの労災補償はどうなる!?

働き方や雇用形態が日々、多様化しているが、そういった労働基準法上の「労働者」に当てはまらない働き手から、業務中の安全衛生の問題について提起する動きが続いている。昨年12月には、日本俳優連合会などが、労災保険の特別加入制度の適用を厚生労働省に要望した。

また、インターネット上のプラットフォームから仕事を請けて働く働き手をプラットフォームワーカーと言うそうだが、プラットフォームワーカーの労災問題も顕在化してきている。飲食店より配達を請け負うウーバーイーツの配達員らが結成したウーバーイーツユニオンも、多発する配達中の事故を問題視し、ウーバーイーツに適切な補償制度などを求めている。

配達員はスマートフォンでアプリをダウンロードして運営会社と契約し、スマホで配達依頼を受ける。運営会社の人間とはまったく顔を合わすこともなく、仕事を請け負う。ウーバーイーツの配達員の事故については、各国で問題になっている。

昨年10月には台湾でウーバー

イーツとフードパンダの配達員が相次いで事故で死亡し、配達員と運営会社に雇用関係があるか議論を呼んだ。台湾労働部は、雇用関係と認め労災加入していなかった運営会社を処罰する方針を示した。

ウーバーイーツユニオンのホームページによるとアメリカ合衆国カリフォルニア州では、近くプラットフォームワーカーも労基法上の労働者とする立法が成立する予定であり、フランスでは2016年に労働法典改正法において、プラットフォームが働き手を保護する保険料を負担すること、働き手の教育費用を負担すること、働き手に

団結権、団体交渉権、団体行動権を保障することが定められているという。

日本のウーバーイーツに関しては、昨年10月に設けた「配達パートナー保護プログラム」について、十分な補償条件であるかユニオンは疑問視しており、補償を受ける際の手続きや補償条件の詳細が不明であるとして、説明会の開催などを求めている。

またユニオンはホームページ(<https://www.ubereatsunion.org/>)上で事故調査を行っている。配達員の現状を把握し、調査結果を元に、安全確保に取り組むねらいである。

労働基準法上の労働者ではない働き方が増加しており、仕事での安全をどう確保するのか、補償費用は誰が負担するのか、重要な問題である。自由な働き方とは言われるが、実際には弱い立場であるフリーランスやプラットフォームワーカーの実態を、使い捨て労働力にはしない社会的仕組み作りが必要だろ



(関西労働者安全センター)

## 日立田浦中皮腫裁判始まる 神奈川●親会社まかせの無責任対応

神奈川県横須賀市の田浦にあった日立田浦工場は日立の子会社で、産業用機械や発電所向け機械、ボイラー等を製造す

る工場だった。日立田浦はその後、吸収や合併を繰り返し、すでに工場はないが、日立パワーソリューションズという日立直系の

企業としてつながっている。

小山春生さん(1941年生)は、1961年に日立田浦に入社、主に溶接作業に従事した。2019年12月24日の横浜地裁横須賀支部での第1回裁判で小山さんは次のように陳述した。「製缶構造物の溶接班に配属され、産業機械や発電設備等の溶接作業に従事しました。当時は余熱後熱を必要とする金属を溶接するときにアスベストのシートで保温しており、相当濃密なアスベスト粉じんに曝露した」。しかし、「有害であることを知らされず、自分で用意したガーゼのマスクを使用して作業に従事していました」。

1999年5月に退社した小山さんは、2015年12月に中皮腫を発症。労災認定され、入院手術した病院で全操船浦賀分会の退職者で同じく中皮腫を発症したSさんと知り合う。その縁で2017年1月にアスベストユニオンに加入。会社に対して団体交渉を申し入れ、同年5月に第1回、7月に2回目、翌2018年6月に3回目の交渉が行われた。

会社の回答は、①東日本大震災のため小山さんが在職していた頃の資料は津波をかぶり廃棄されている。②しかし当時の同僚や職制などから話を聞き、労働基準監督署への労災申請に協力した。③小山さんの中皮腫発症と日立田浦での業務との関係は否定できない(他にも2人報告が出ている)。④日立本社にはアスベスト被害についての補償協定がある(アスベストによる労災で亡くなった場合は1千万円

の見舞金支給)。⑤日立本社は国賠裁判の推移をみてこの見舞金制度を見直すと言っている。それまでは何もできないという回答だった。

企業責任は否定しないが、補償のことは本社がやる(制度を変える)ので待ってくれ(子会社の責任ではない)と聞こえる内容。それにしても「制度は春闘時期(2019年3月)に変えると聞いている」との話も、春が終わり夏が過ぎても回答はなく、しびれを切らし10月25日に小山さんは日立パワーソリューションズに対する損害賠償を求める裁判を横浜地裁横須賀支部に出した。

裁判の陳述で小山さんはこうも言う。「会社は当事者意識が

ゼロでした。会社に仕事によって体力が衰えた人の命をもてあそぶような、また死ぬことを待つような振る舞いや時間稼ぎは許せません」、「会社は日立本社のことを持ち出しています。しかしそれなら日立本社がアスベスト被害に対してきちんとすべきです」。

2019年12月24日に横浜地裁横須賀支部で行われた小山さんの第1回裁判には、ご家族や横須賀じん肺被災者の会、全操船浦賀分会、全駐労、ユニオンヨオスカなど30名近い仲間が膨張に駆けつけ傍聴席があふれた。これまでの横須賀でのアスベストの闘いの厚みを感じさせる一日だった。



(神奈川県労災職業病センター)

## 日立笠戸でも中皮腫裁判 岐阜●被害者死亡後遺族とは団交拒否

日立関係では100人近い労働者や退職者がアスベストのために命や健康を奪われている。そのうち3分の1を占めるのが車両工場である日立製作所の笠戸工場。ここで1961年から1979年まで働き、その後岐阜工場に配転し定年まで日立で働き、入社から55年たって胸膜中皮腫を発症したNさん(2016年4月診断)。

2016年6月に名古屋労災職業病研究会に相談があったが、日立笠戸工場に労災請求の協力を求めたところ、「1964年12月より


本工採用されその前は臨時工だったので請求書類には1964年12月から笠戸工場勤務と書いてほしい」と言われたという話だったという。

2016年8月に労災は認定されたものの、Nさんの病状は悪化していった。残されるお連れ合いのことを心配したNさんはアスベストユニオンに加入することを決め、存命中に日立本社に団体交渉を申し入れた。2016年11月にNさんの自宅近くの市の施設の会議室で第1回目の交渉が行わ

れ、Nさんと息子さんも出席した。この場で「団交の会場費の半分(800円)は日立が払ったので、あとはユニオンが払え」という発言と態度だった。社内規定の死亡時見舞金1千万円でこれまでにあらいになったことはない、社内規定自体は本日は渡せず、次回渡すかどうか検討する。謝罪はしない。


2016年12月にNさんが亡くなるや「当社と労使関係が存在する組合員がいなくなった組合は団体交渉の相手方としての地位を失うと考える」と内容証明郵便を届け、遺族と話し合うこと自体を

拒絶した。

定年まで働いた労働者とその家族の多くは、「いろいろあったが会社は自分を悪いようにはしない」と切なる思いを抱いている。ましてや中皮腫。それを冷たくぶち切れ、どんなに辛いことか。Nさんのご遺族は日立本社を相手に2019年10月、岐阜地裁に損害賠償裁判を提訴。11月20日の第1回期日ののっけから裁判長は日立側に「組合と交渉したんでしょ。和解で解決できるのでは」と問いかけ、すでに道筋が見えている裁判、それでも日立は  とほけて争う気なのか!

「腹膜中皮腫闘病15年南の島・沖縄から」というタイトルで、登壇された鹿川真弓さんは、2004年、26歳のときに腹膜中皮腫と診断を受けている。鹿川さんは、1年9か月の抗がん剤治療ののち、2007年に県外の病院で卵巣や子宮などを摘出する手術を受けた。2017年にも再発による再手術を経験し、不安と絶望に苛まれる中でも、小さな幸せを探しながら前向きに楽しく生きていこうと説いた。

講演前に先立ってアスベスト健康被害相談会を設け、中皮腫サポートキャラバン隊の右田孝雄さんらが対応した。

定期大会では、全国で続くアスベスト健康被害に対する企業責任の追及について議論した。補償額の多寡はあるものの、死亡労働者を含めて被害に対する補償について真剣に検討する企業がある一方、ニチアスのように代理人任せで法廷でしか解決しようしない企業や、交渉に応じても解決をめざそうしない日立製作所のような企業もある。このような企業への追及を緩めずに闘っていくことを一同  確認した。

(アスベスト・ユニオン)

## 那覇で定期総会・相談会開催

### 沖縄●地元の中皮腫患者さんが講演

2020年1月26日、那覇市久米の沖縄青年会館において第14回アスベストユニオン定期大会が開催された。沖縄での大会は初めてのことであり、組合員、役員が全国から結集した。

沖縄とアスベストとの関係は、よく知られている問題としては基地労働者のアスベスト曝露が挙げられる。沖縄には、1972年以前の日本復帰前に離職した基地従業員がいるが、そのアスベスト健康被害に対してはアメリカに労災請求し、死亡した労働者については、遺族に対して特別遺族給付金が支給されることになっている。この件は全駐留軍

労働組合が積極的に取り組んでいるようで、地元紙を検索するとその活動がしばしば報告されている。

しかし今回は、より広く石綿による健康被害を考えるために職業曝露の経験がない中皮腫患者の方にご講演いただいた。

## 産安法、産業技術保護法の問題点

### 韓国●キム・ヨンギョンさん一周忌を前に

■文在寅政府が約束を守らない

発電所の非正規労働者が12